

# 白老町運送事業者等支援事業

新型コロナウイルス感染症に起因する**原油価格の高騰**による経費の増加を取引価格に転嫁することが困難な運送事業者等の事業継続を支援するための事業です。

申請期間 令和4年8月15日（月）～9月30日（金）※消印有効

給付額 **法人 50万円 個人事業者 20万円**

給付時期 申請書を受理した日から申請者の口座に振込まれるまで、4週間程度を要する見込みです。  
（※申請に不備があった場合は、4週間以上かかることがあります）

## 【対象】

以下の（１）～（４）のいずれかを営み、申請日時点で道路運送事業に必要な許可等を有する事業者が対象になります。

（１）貨物自動車運送事業法第２条第１項に規定する

### 「貨物自動車運送事業」

➢有償で貨物を運送する事業（トラック運送事業や霊柩運送事業など）

（２）道路運送法第３条第１号ロに規定する

### 「一般貸切旅客自動車運送事業」

➢乗車定員11人以上の自動車を使用した旅客運送事業（貸切バス事業など）

（３）道路運送法第３条第１号ハに規定する

### 「一般乗用旅客自動車運送事業」

➢乗車定員10人以下の自動車を使用した旅客運送事業（タクシー事業など）

（４）道路運送法第78条第２号及び道路運送法施行規則第49条に規定する

### 「福祉有償運送事業」

➢公共交通機関の利用が困難な要介護者等の運送事業

※道路運送事業に必要な許可とは…

- 車両の**事業用登録**の許可（緑ナンバーまたは黒ナンバー）を北海道運輸局から受けていること

裏面もお読みください

## 【要件】

※申請には、次の要件すべてを満たすことが必要です。

- (1) 白老町内に主たる事業所又は事務所を有していること。
- (2) 令和4年7月1日以前に創業した事業者であり、今後も町内で事業を継続する意思があること。
- (3) 代表者等が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に掲げる暴力団の構成員又は関連事業者でないこと。
- (4) 「北海道スタイル」に基づく感染予防に取り組む事業者であること。

申請に必要な書類は次のとおりです。

(※ 添付書類に漏れがないか確認のうえ提出願います)

- (1) **白老町運送事業者等支援金申請書 兼 請求書** (様式第1号)
  - ・ 役場ホームページからダウンロードできる他、役場にも備え付けております。
  - ・ 提出の際は印鑑をお忘れなく押印してください。
- (2) **道路運送事業に必要な許可を有することがわかる書類の写し**
  - ・ 北海道運輸局から発行される「自動車運送事業許可証」もしくは「自家用有償旅客運送者登録証」の写しを提出してください。
  - ・ 貨物軽自動車運送事業に該当する場合は、北海道運輸局の受理印が付された「貨物軽自動車運送事業経営届書」の写しを提出してください。
- (3) **事業に使用する車両 (1台以上) の写真**
  - ・ 車両全体及びナンバープレート部分が確認できる写真の提出をお願いします。
- (4) **法人の場合、履歴事項全部証明書等の写し**
  - ・ 個人事業者については、開業を確認できる書類の写しを提出願います。
- (5) **振込先金融機関の名称・口座番号・口座名義人がわかる書類の写し**
  - ・ 申請者名義の通帳の表面と開いた1・2ページ目のコピーを提出してください。
  - 金融機関名・店番号・支店名・口座種別・口座番号・口座名義人の確認をします。
  - ・ 当座預金の場合は「当座勘定入金帳」など、通帳に代わるものを同様にコピーし提出してください。
- (6) **暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に抵触しない旨を記した誓約書** (様式第2号)
  - ・ 役場ホームページからダウンロードできる他、役場にも備え付けております。
  - ・ 提出の際は印鑑をお忘れなく押印してください。

《申請受付》 白老町大町1丁目1番1号 (白老町役場2階 産業経済課)

電話：0144-82-8214

受付時間：平日8時30分～17時15分まで

※ 新型コロナウイルス感染対策として、来庁の際はマスクの着用をお願いいたします。

※ 土日、祝日と平日の12時から13時の間は申請受付は行いませんのでご注意ください。

※ 混み合っている場合は、待ち時間が発生しますのでご了承ください。